

恵庭市告示第9号

火葬場使用料収納事務委託告示

地方自治法第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同法同条第2項の規定に基づき告示する。

指定した歳入の徴収又は収納事務

恵庭市火葬場条例（平成6年条例第6号）に規定する使用料の収納事務

歳入の徴収又は収納の事務の指定を受けた者

住所 恵庭市北柏木町3丁目74番地1

氏名 テーオー運輸 株式会社 代表取締役 松岡 雄平

指定公金事務取扱者指定の日

令和8年3月31日

委託した公金事務の開始日

令和8年4月1日

令和8年4月1日

恵庭市長 原田 裕

